■『解説　外国公務員贈賄罪　立法の経緯から実務対応まで』お詫びと訂正

本書におきまして以下の誤りとアンダーライン・ナンバリングの記載漏れがございましたので，お詫びして訂正いたします。

㈱中央経済社

訂正箇所	正	誤
184 頁，下から 9 行目	カル慣行（プラクティス）は成文法令で許容・要求されていない限り，	カル慣行（プラクティス）は成文法例で許容・要求されていない限り，
225 頁，下から 5 行目	とは異なり，「不当な」という文言を含んでいない。	とは異なり，「不正な」という文言を含んでいない。
228 頁，16 行目	地からは，「金銭その他の利益」は「金銭その他の不正の利益」と規	地からは，「金銭その他の利益」は「金銭その他の不正な利益」と規
258 頁，14 行目	253 条 1 項）。外国公務員等に対して金銭その他の（不正の）利益を	253 条 1 項）。外国公務員等に対して金銭その他の（不正な）利益を
352 頁，1 行目	条文の見出しが「不正の利益の供与」となっているのにかかわらず，	条文の見出しが「不正な利益の供与」となっているのにかかわらず，

第2節 18 条 2 項「外国公務員等の定義」（231 頁）

２　前項において「外国公務員等」とは，次に掲げる者をいう①。

一　外国②の政府又は地方公共団体③の公務に従事する者④

二　公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたもの⑤の事務に従事する者⑥

三　一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により，発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有⑦され，又は役員（取締役，監査役，理事，監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名⑧されている事業者⑨であって，その事業の遂行に当たり，外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者⑩その他これに準ずる者として政令で定める者⑪

四　国際機関（政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関⑫をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者

五　外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって，これらの機関から委任されたもの⑬に従事する者

第3節 21 条･22 条「罰則」（250～251 頁）

21 条（個人の罰則）

2 項 次の各号のいずれかに該当する者は，五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する①。

（略）

6 第十六条，第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

（略）

6 項 第二項第六号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は，刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条 の例に従う②。

22 条（法人の罰則）

1 項 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条第一項第一号，第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人に対して三億円以下の罰金刑を，その人に対して本条の罰金刑を科する③。

（略）

3 項 第一項の規定により前条第一項第一号，第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は，これらの規定の罪についての時効の期間による④。